

キッチンカーのご利用について

※移動販売に必要な資格・許可など

当社にてご利用いただけるキッチンカーのレンタルにおいて、業務やイベントなどで移動販売を行う際には以下の資格や許可が必要となります。

①食品衛生責任者

食品衛生協会で行っています講習を受ける必要があります。(調理師免許は必要ありません)

②営業許可

通常営業許可の申請を行う必要があります。許可を受けると5年間の営業許可がおります。その後は更新が必要になりますが、弊社レンタカーは飲食店営業許可を取得済みです。

※令和3年6月から食品衛生法の改正があり、今までは行政ごとの申請が必要でしたので、各地域に出店の場合に申請が必要となりましたが、6月以降は国の許可となり一カ所の申請で全国の営業許可が下りることとなっています。(6月以降弊社レンタカーは再度申請する予定です)

※申請について決めておかなければならないことが、何を販売していくのか決める必要があります。その内容によって許可が変わりますのでご注意ください。

許可には

- 飲食店(焼きそば・サンドイッチなど)(弊社許可済み)
- 喫茶店営業(アルコールを除く飲料・アイスクリーム)
- 菓子製造業(パン・クレープ他)
- 営業

などのように分かれています。

その他、自動車免許も必要となります。(自社レンタカーはA/Tです)

設備要件

- 運転席と調理場の仕切り
- 給水・排水タンクの設置
- シンクの数
- 収納の棚(虫が入らないような構造)
- 衛生面を保てる設備(石鹼や紙ナプキン)
- 換気設備

☆自社レンタカーは上記のすべての設備を兼ね備えていますのでご安心下さい。

また、飲食店営業許可を取得済みですので移動販売車をやってみたい方は直ぐに始めることが出来ます。但し、食品衛生管理責任者の方が必要にです(一緒に手伝う方も可能)また検便の検査も必要となります。